



所沢市議会 議会評価報告書

令和6年6月

1 趣旨

所沢市議会は、平成21年3月の議会基本条例施行以後、さまざまな取り組みを実施してきた。

その中で、毎年度、市民の負託に応えられる議会の実現及び議会運営の活性化を図るとともに、説明責任を果たすため、所沢市議会が実施する事業及び議会改革について、基本条例に基づき所沢市議会議会評価を行ってきた。

平成25年4月1日からは、さらに実効性を高めるために所沢市議会議会評価の実施に関し必要な事項を定めた所沢市議会議会評価実施要綱を制定した。

本報告書は、議会運営委員長及び広聴広報委員長がそれぞれ下記の期間において所管した事業等について自己評価を行いその結果を取りまとめたもので、今後の取り組みに活かし、更なる改革を進めていくものとする。

2 評価対象期間

令和5年4月から令和6年3月までの期間

3 評価対象事業等

(1) ◆議会運営委員会所管

「通年会期制の導入と運用」

◆広聴広報委員会所管

「市議会だよりの発行」

「本会議映像のインターネット中継」

「議会報告会の開催」

(2) 所沢市議会基本条例に規定する項目に対する評価

4 評価結果

別紙のとおり

議会事業評価表

事業名	通年会期制の導入と運用
<p>【概要】</p> <p>議長の諮問機関である議会運営委員会において、令和元年、通年会期制の協議を進めることが全会一致で確認されたことから、その導入に向けて協議を行ってきた。</p> <p>令和4年、政策研究審議会に「通年会期制の在り方等の妥当性」について諮問を行い、導入することに期待する旨の答申をいただき、その答申を受けて市民向けパブリックコメント手続や公聴会を実施した。</p> <p>通年会期制を試行的に実施することと並行して、令和5年8月に執行部側との意見交換会を開催し、さらに同年11月には通年会期制導入に関する市民説明会を市内4か所のまちづくりセンターで実施した。</p> <p>同年12月、議会運営委員会の協議が整ったため、令和5年第4回定例会において議員提出議案として「所沢市議会の会期等に関する条例制定について」「所沢市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」の通年会期制導入に関連する例規を上程し、全会一致で原案可決した。</p> <p>【評価】</p> <p>平成24年の地方自治法の改正を受け、本市議会でも同年から通年会期制の導入について様々協議してきた。このたび令和7年5月から通年会期制がスタートすることとなったことは、議会改革の視点からしても評価はできるものとする。</p> <p>会期を通年とすることで、議会活動能力が常時担保され、速やかに本会議を開催することができ、災害時等の事件や事故などに瞬時に対応を可能とし、より十分な審議時間が確保される一方で、これまでの運営と大きな齟齬がないように細かなルールづくりを決めていかなければならない。</p> <p>さらに導入以前の例規や申し合わせ事項などの見直しを図るとともに所沢市議会基本条例を遵守し、一層、市民からの負託に応えるため、議会の充実と活性化を進めていくことが大切であるとする。</p>	
委員長名	議会運営委員長 粕谷 不二夫

評価日：令和6年5月27日

議会事業評価表

事業名	市議会だよりの発行																							
<p>【概要】</p> <p>根拠例規：所沢市議会基本条例第25条</p> <p>1 背景と経過</p> <p>議会の活動を多くの市民に分かりやすくお知らせするため、昭和45年11月に「市議会ところざわ」（B5判）を発行した。その後、第50号（昭和59年5月発行）からタブロイド判、第98号（平成8年5月発行）からA4判となり、現在に至る。</p> <p>2 内容（2月、5月、8月、11月の15日に発行）</p> <p>紙面構成については、定例会での議案審議、市政に対する一般質問、ギカイレポートの各コーナーを基本とし、表紙・裏表紙では、市にゆかりがあり様々な分野で活躍している人物を表紙に起用するとともに、インタビュー記事を紹介している。掲載内容については、広聴広報委員会で協議を行い決定している。</p> <p>ポスティングによる全戸配布を行うとともに、より多くの方に手に取っていただくため、市の関係機関や所沢駅構内への配架に加え、市議会ホームページにおいてPDF版の公開や自治体情報アプリ「マチイロ」への掲載、SNSによる発行のお知らせを行っている。</p> <p>●市議会ホームページ「市議会だより」へのアクセス件数</p> <p>令和3年度 48,499件 令和4年度 48,965件 令和5年度 51,169件</p> <p>●市議会だより配布方法と配布部数の変化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配布方法</th> <th colspan="2">新聞折込</th> <th colspan="2">全戸配布</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布部数（年4回）</td> <td>512,000</td> <td>675,774</td> <td>681,673</td> <td>687,299</td> </tr> <tr> <td>1号当たりの配布部数</td> <td>128,000</td> <td>168,943</td> <td>170,418</td> <td>171,824</td> </tr> </tbody> </table> <p>【評価】</p> <p>市議会ホームページ「市議会だより」へのアクセス件数も増加傾向にあることから、「市議会だより」が少しずつ市民に親しまれていると考えられる。</p> <p>今後も市民に親しまれ、読んで役立つ広報紙を目指し、紙面の充実努めていく。</p> <p>（経費）令和5年度 印刷製本費：14,733,312円、配布業務委託料：9,450,360円 合計：24,183,672円</p>					配布方法	新聞折込		全戸配布		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	配布部数（年4回）	512,000	675,774	681,673	687,299	1号当たりの配布部数	128,000	168,943	170,418	171,824
配布方法	新聞折込		全戸配布																					
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																				
配布部数（年4回）	512,000	675,774	681,673	687,299																				
1号当たりの配布部数	128,000	168,943	170,418	171,824																				
委員長名	広聴広報委員長 秋田 孝																							

議会事業評価表

事業名	本会議映像のインターネット中継
<p>【概要】</p> <p>根拠例規：所沢市議会基本条例第25条</p> <p>1 背景と経過</p> <p>情報技術の発達を踏まえ、多様な広報手段により議会の情報公開を進めることを目的とし、平成20年9月から本会議のライブ映像と録画映像をインターネットで配信している。平成27年9月にシステムの更新を行い、高画質化、テロップ表示、スマートフォンやタブレット端末での閲覧に対応した。</p> <p>令和4年6月定例会より、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、正確で分かりやすい議会情報の発信の充実を図るため、ライブ映像画面において音声認識AIを活用したリアルタイム字幕を自動的に表示する機能を追加した。</p> <p>2 内容</p> <p>「開かれた議会」として本会議を中継することで、議会活動を積極的に情報発信し、情報公開を進めるものである。</p> <p>インターネット中継は、自宅等に居ながらパソコンやタブレット端末、スマートフォンで本議会の審議状況を見ることができ、その実施効果は大きく、市民ニーズに合致した事業である。</p> <p>令和5年4月～令和6年3月の平均アクセス数は以下のとおり。</p> <p>ライブ映像 24,904件</p> <p>録画映像 12,514件（平均約1,042件/月）</p> <p>【評価】</p> <p>令和5年度は令和4年度と比較して、ライブ映像、録画映像のアクセス件数がともに大きく伸びている。これは、市議会だよりの発行や議会報告会の開催、ライブ映像へのリアルタイム字幕表示の実施によって情報アクセシビリティの向上を図ったことなど、市民が少しずつ議会を身近に感じてもらっている結果だと考えている。</p> <p>また、令和6年6月より、録画映像画面に会議録データを表示する機能を導入し、さらなる情報アクセシビリティの向上を図っていく。</p> <p>本事業は、市民がいつでもどこでも議会の情報を知ることができる、極めて有意義な事業の一つであることから、引き続き、安定的な配信を続けていくとともに、正確で分かりやすい議会情報の発信についてさらなる充実を図っていくことが今後の課題である。</p> <p>（経費）</p> <p>令和5年度 インターネット中継委託料：2,283,600円、通信料：93,016円 合計：2,376,616円</p>	
委員長名	広聴広報委員長 秋田 孝

議会事業評価表

事業名	議会報告会の開催			
【概要】				
根拠例規：所沢市議会基本条例第9条、所沢市議会議会報告会実施要綱				
1 背景と経過				
議会をより身近なものに感じられるよう、議会情報を議員が直接、市民に報告・説明するとともに、議会や市政に関する意見を市政に反映させるため、平成22年度から開催している。				
●開催実績（コロナ禍以降の実績）				
令和4年	5月	18日（水）	午後7時～	所沢市役所全員協議会室 32人
令和4年	5月	21日（土）	午後1時30分～	所沢市役所全員協議会室 33人
令和4年	11月	16日（水）	午後7時～	所沢市役所全員協議会室 25人
令和4年	11月	19日（土）	午後1時30分～	所沢市役所全員協議会室 22人
令和5年	5月	27日（土）	午後1時30分～	所沢市役所全員協議会室 30人
令和5年	5月	30日（火）	午後7時～	所沢市役所全員協議会室 17人
令和5年	11月	17日（金）	午後7時～	所沢市役所全員協議会室 36人
令和5年	11月	18日（土）	午後1時30分～	所沢市役所全員協議会室 32人
2 内容				
第1部：定例会の審査結果等の報告				
第2部：市政全般に関する質疑応答・意見交換（班形式）、意見等の発表				
【評価】				
議会報告会は、平成22年度に初めて開催して以来、コロナ禍で中止せざるを得なかった年以外は毎年開催している。初開催から13年が経過し、近年の参加者の傾向をみると参加者が固定化されてきていることに加え、若年層が少なく、参加者数も伸び悩んでいることから、広聴広報委員会において議会報告会の在り方について、令和5年度から協議を重ねてきた。令和6年度は、若年層に本市や市議会に興味を持っていただくため、所沢高校、所沢西高校の生徒を対象に開催する予定である。				
委員長名	広聴広報委員長 秋田 孝			

評価日：令和6年5月27日

議会改革評価表 (令和5年4月～令和6年3月)

1 所沢市議会基本条例に規定する項目の評価

項 目		達成度	その理由又は実績等	
第1章 総則	(目的)			
	第1条			
	(議会の役割)			
	第2条	第1項		
第2項				
第2章 議会及び議員 の活動原則	(議会の活動原則)			
	第3条	柱書		
		第1号	○	政務活動費の公開
		第2号	○	議員の賛否の公開
		第3号	○	議案質疑、一般質問の実施
	第4号	○	インターネット中継の実施、中継画面に字幕テロップを挿入、モニターの活用	
	(議員の活動原則)			
	第4条	柱書		
		第1号		
		第2号		
		第3号		
	(会派)			
	第5条	第1項		
		第2項		
第3項				
(議長及び副議長志願者の所信表明)				
第6条	○	令和5年6月定例会において実施		
第3章 市民と議会の 関係	(市民参加及び市民との連携)			
	第7条	第1項	○	原則公開としている。
		第2項	○	参考人招致 (R5.12.8健康福祉、R6.1.19市民文教)
		第3項		
	(会議録等の公開)			
	第8条	第1項		
		第2項		
		第3項		
	(議会報告会)			
	第9条	○	実施 (R5.5.27、30/11.17、18)	
(意見提案手続)				
第10条	×	未実施		

	(議会モニター制度)			
	第11条		×	未実施
第4章 議会と行政の 関係	(議員と市長等執行機関の関係)			
	第12条	第1項柱書		
		第1号	○	全ての方式により行うことができる。
		第2号		
	(議決事件の追加等)			
	第13条	第1項	×	新たな議決事件の検討はしていない。
		第2項		
	(閉会中の文書による質問)			
	第14条	第1項	×	未実施
		第2項		
第3項				
第5章 議会における 審議	(議会審議における論点情報の整理)			
	第15条	第1項柱書	○	各事項について実施
		第1号		
		第2号		
		第3号		
		第4号		
		第5号		
	第2項	○	執行部による資料作成	
第6章 議員間の自由 討議	(議員間の自由討議)			
	第16条	第1項	×	未実施
		第2項	○	実施
	(政策討論会)			
第17条		○	R6.2.3新人議員による	
第7章 委員会の活動	(委員会の運営等)			
	第18条	第1項	○	提言等に向けた協議を各委員会で実施
		第2項	○	年8回実施
	(議会運営委員会)			
第19条				
第8章 政務活動費	(政務活動費)			
	第20条	第1項		
		第2項	○	透明性の確保に努めている。
第9章 議会及び議会 事務局の体制 整備	(議員研修の充実強化)			
	第21条	第1項	○	新任議員を対象とした研修会(通年会期制について)
		第2項	×	未実施
		第3項	×	未実施
	(議会事務局の機能強化)			
第22条	第1項	○		

		第2項	○	必要に応じ情報を配信	
		第3項	○	職員研修等に参加	
	(予算の確保)				
	第23条				
	(議会図書室)				
	第24条	第1項			
		第2項	○	図書購入による図書の充実	
	(議会広聴広報の充実)				
	第25条	第1項	○	市議会だより、ホームページ、ツイッター等による周知	
		第2項	○	設置済み	
	(専門的知見の活用)				
	第26条		×	未実施	
	(附属機関の設置)				
	第27条		○	政治倫理審査会の設置	
	(情報技術の活用)				
	第28条		○	R5.10.25~27 健康福祉常任委員会（オンラインで視察に参加議員あり） R6.1.30 議会運営委員会（オンラインで視察受入れ）	
第10章 議員の政倫理、 身分及び待遇	(議員の政治倫理)				
	第29条				
	(議員定数)				
	第30条	第1項			
		第2項	○		提出する場合にはこの規定を遵守
		第3項	○		提出する場合にはこの規定を遵守
	(議員報酬)				
第31条	第1項				
	第2項	○		提出する場合にはこの規定を遵守	
	第3項	○		提出する場合にはこの規定を遵守	
第11章 災害時における 議会の活動	(災害時における議員の活動)				
	第32条	第1項	○	災害時に対応する体制整備済、防災訓練実施	
		第2項	○	議会BCPを策定	
		第3項	○	災害時等のオンライン委員会の開催を可能とした	
第12章 他の自治体の 議会との交流	(他の自治体の議会との交流及び連携)				
	第33条		×	具体的な実績なし	
第13章 議会評価及び 見直し手続	(議会評価)				
	第34条		○	毎年度実施	
	(見直し手続)				
	第35条	第1項	○		改選後に実施済
第2項		○		議会改革に関する特別委員会による例規改正済	

2 議会改革の取組状況

取組内容（結果）	所管委員会
通年会期制（R7.5月より）の導入 （R5.第4回定例会にて「所沢市議会の会期等に関する条例」の制定）	議会運営委員会

3 議会の活動状況

項目			令和5年度		令和4年度		比較
議員提出議案			11	件	9	件	2
付帯決議			1	件	0	件	1
修正可決			0	件	0	件	0
委員会提出議案			0	件	0	件	0
委員会提言			0	件	3	件	△3
6月定例会	傍聴者数	本会議	113	人	78	人	35
		委員会	16	人	12	人	4
9月定例会	傍聴者数	本会議	101	人	87	人	14
		委員会	22	人	14	人	8
12月定例会	傍聴者数	本会議	230	人	90	人	140
		委員会	56	人	20	人	36
3月定例会	傍聴者数	本会議	166	人	132	人	34
		委員会	46	人	30	人	16